

第61回定時株主総会招集ご通知 (交付書面省略事項)

事業報告

- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2024年11月1日から2025年10月31日まで)

のむら産業株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、2020年2月21日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用しております。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

1. 当会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を定め、取締役・使用人に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図る。
- (2) 社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項を審議し、コンプライアンス体制の実効性を高めるための教育・啓蒙を実施し、コンプライアンス体制の整備を図る。
- (3) 内部通報制度として、社内における窓口を「管理部」、社外における窓口を「社外監査役」とし、「内部通報制度運用規程」に基づき運用する。
- (4) 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、排除に向けて対応する。
- (6) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

＜上記体制の運用状況＞

当事業年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を2回開催し、コンプライアンスに関する教育・啓蒙の実施状況や体制整備状況、内部通報制度の運用状況を確認しております。また、その内容を取締役会に報告しております。

内部監査室は、定期的に監査を行い、法令・定款違反等の業務執行行為を発見した場合、当社代表取締役及び監査役に報告することとしております。

2. 当会社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、文書の重要性により保管期間、保管部署を明確にし、職務の執行に必要な文書の保管を行い、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 「情報取扱管理規程」を定め、情報の取扱いに関する体制及び基本ルールを構築する。

＜上記体制の運用状況＞

取締役会を含む重要な会議の内容及び決裁を含む取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録保存、管理しております。

3. 当会社の損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、リスクの防止及び会社損失の最小化を図る。
- (2) 社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク管理の検討、審議、指導を行う。

- (3) 突発的な事故発生等、全社的な対応が重要である場合（「緊急事態」）は、社長を責任者とする緊急対策本部を直ちに設置し対応する。
- (4) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき定期的に業務監査を行い、必要に応じて取締役会、監査役会及びリスク・コンプライアンス委員会へ報告する。

＜上記体制の運用状況＞

「リスク・コンプライアンス委員会」で、当社の事業を営む上でのリスクの検討を行い「当社の事業を営む上でのリスク一覧」として取りまとめを行っております。

当事業年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を2回開催し、当社の事業を営む上でのリスクを含め、リスク管理に関する検討、審議等を行っております。また、その内容を取締役会に報告しております。

4. 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 「取締役会」は、経営上の重要な事項の決定及び業務執行の監督を行う。「取締役会」に次ぐ重要な機関として「経営会議」を設置し、経営戦略等を協議する。
- (2) 経営理念に基づき事業遂行のための中期経営計画及び年度事業計画を策定し、この計画を達成するため目標管理を行う。
- (3) 「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づき、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

＜上記体制の運用状況＞

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。毎月1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当事業年度において取締役会は17回開催しております。また、経営会議を月1回開催し、年度事業計画等を達成するための目標管理及び諸施策を議論し、経営活動の迅速化と効率化を推進しております。

5. 当会社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会社及び子会社（以下「グループ」という。）は、グループ全体のコンプライアンス推進活動を実践し、法令遵守・企業理念意識をグループ企業全体へ浸透させ、統制活動の醸成に努める。
- (2) グループ企業として総合的な事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」等において、子会社に関する管理上の基本事項を定め、業務の適正化と適正な管理を行う。
- (3) 当会社の「経営会議」において、子会社各社から経営計画、経営状況、事業実績等を報告させ確認することにより、グループ全体の統括・管理を行い、グループの経営基盤の強化を図る。
- (4) 当会社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施する。
- (5) 当会社の監査役は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (6) 子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、当会社の意思を経営に反映させるものとする。

- (7) 当会社は、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」及び「内部通報制度運用規程」を子会社各社にも準用させるものとする。

＜上記体制の運用状況＞

各子会社社長は、当社の「経営会議」及び「リスク・コンプライアンス委員会」に出席しております。また、監査役及び内部監査室は定期的に各子会社監査を実施しております。

6. 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項及びその使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、補助を行う使用者を配置する。
- (2) 監査役を補助する使用者の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役会からの独立を確保するものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用者の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従わなければならぬ。

＜上記体制の運用状況＞

監査役より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、管理部等関係部署の使用者に監査役の職務の補助をさせることとしております。

7. 当会社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 次に掲げる監査役への報告に関する体制を整備する。
 - ①取締役及び使用者が監査役に報告するための体制
 - ②子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- (2) 監査役は、「取締役会」、「経営会議」のほか、必要に応じて「子会社の取締役会」、重要な各種会議・委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができるものとする。
- (3) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるものとする。
- (4) 内部監査部門は、監査役と常時、情報交換を行うほか、内部監査資料を提供する。
- (5) 内部通報窓口は、受領した内部通報を監査役に報告する。
- (6) 上記の報告及び通報をしたものは、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないものとする。

＜上記体制の運用状況＞

監査役は、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会及び子会社取締役会等の会議に出席し、経営状態、意思決定プロセスをチェックしております。また、監査役に稟議書その他業務執行に関する書類（電磁的媒体を含む）について回付もしくは閲覧に供しております。

内部監査室は、監査役に内部監査に関わる状況と監査結果を報告しております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。

＜上記体制の運用状況＞

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行っております。

9. その他当会社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当会社の代表取締役は、当会社の監査役と定期的な会合をもち、意見交換のほか意思疎通を図るものとする。

- (1) 当会社の監査役は、当会社の会計監査人、内部監査部門と緊密な連携を保てるよう、積極的に意見及び情報の交換を行う。
- (2) 当会社の監査役は、当会社の「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り監査を行う。

＜上記体制の運用状況＞

代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、意見交換のほか意思疎通を図っております。また、監査役は、監査の実効性を高めるため、必要に応じて会計監査人、内部監査室と連携しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、「経理規程」及び各種管理規程を設け、適切な会計処理を行えるように努めるものとする。

＜上記体制の運用状況＞

「経理規程」及び各種経理関係規程に基づき、適切な会計処理を行っております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応規程」において定めており、主要な社内会議等の機会にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識する。
- (3) 社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応規程」に従い反社会的勢力等との関係遮断に努める。
- (4) 各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設ける等、その徹底を図る。

＜上記体制の運用状況＞

全ての取締役・使用人が、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき日常の企業活動を実践するよう周知徹底しております。

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。従いまして、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株式の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。従いまして、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(1)の企業価値向上への取組み、及び、下記(2)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、1965年11月に株式会社として設立以来、米穀業界と共に歩み続け、「人に優しい新技術」をモットーに、常に使う人の身になっての商品作りに努め、精米袋などの包装資材や、自動計量包装機をはじめとする機械製品において、常に新しい商品を提案し米穀業界の安定と発展に寄与してまいりました。

これからも、これまで培ってきた技術とノウハウを基盤に、製品やサービスの向上に取り組み、お客様に満足いただける安定した品質と使いやすさを提供し続けてまいります。

当社はこれまでの方針のとおり、商品・サービスの開発力・提案力を強化し、品質向上に努めながら、当社の強みを活かした事業活動に取り組み、既存事業の強化と新市場拡大の基盤構築を推進してまいります。それらの実現に向けて、グループ連結収益の拡大と企業価値向上に結び付く企業とのM&Aや業務提携を積極的に展開し、成長に資する戦略的投資を行います。また、財務の健全性を確保しつつ、将来の成長に向けた投資や安定的な株主・役職員還元など、バランスの取れた資本政策を推進してまいります。さらに、安定した人的資本の確保に向け、働きやすい職場環境の整備や、IT活用による業務効率化、生産性向上など管理体制の強化に取り組んで

まいります。

当社は、これからも安全と使い易さ、新しいパッケージ形態の提案を推進し、お客様にとって信頼できる企業であり続け、豊かな社会の実現に貢献してまいります。こうした取り組みの積み重ねこそが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益の向上に資するものであると考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」の経営理念のもとに、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを基本方針としております。また、顧客、株主、社員等全てのステークホルダーにとって存在価値のある企業となるべく不断の努力を重ねてまいりました。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと位置付け、透明性の高い企業経営を目指すとともに、企業倫理の徹底を図っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、内部監査部門である内部監査室及びリスクの管理の検討、審議を行うリスク・コンプライアンス委員会、取締役会等の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、各機関が相互に連携し役割を果たすことにより、取締役の業務執行の監督、監査の体制を整えるとともに、コンプライアンスやリスクマネージメントを含む内部統制システムの整備による企業体制の充実を図っております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役、内部監査室、会計監査人との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。グループ各社においても、当社の内部統制システムを共通の基盤として、企業体制の充実に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年12月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入し、直近では2023年1月27日開催の第58回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本対応方針は、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報の事前の提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合や、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動することができます。

なお、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会によ

る恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

本対応方針の詳細につきましては、当社のホームページのＩＲ情報に掲示の2022年12月14日付けのプレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。
<https://pdf.irpocket.com/C7131/EAzE/QiOm/JJPs.pdf>

4. 当社の取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から、本対応方針が、上記1. に記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- (1) 株主意思を重視するものであること
- (2) 買収への対応方針に関する指針の要件を完全に充足していること等
- (3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
- (4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定
- (5) 独立委員会の設置
- (6) 買収への対応方針がデッドハンド型やスローハンド型ではないこと

連結株主資本等変動計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	80,000	1,846,159	△67,756	1,858,402
当期変動額				
剰余金の配当		△78,016		△78,016
親会社株主に帰属する 当期純利益		508,265		508,265
自己株式の取得			△74	△74
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	430,249	△74	430,175
当期末残高	80,000	2,276,408	△67,831	2,288,577

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	38,485	38,485	15,603	1,912,491
当期変動額				
剰余金の配当				△78,016
親会社株主に帰属する 当期純利益				508,265
自己株式の取得				△74
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,232	△4,232	11,490	7,258
当期変動額合計	△4,232	△4,232	11,490	437,433
当期末残高	34,253	34,253	27,094	2,349,925

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 山葉印刷株式会社

パックウェル株式会社

B J T J A P A N 合同会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によつております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

その他 3年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度の発生見込額を計上しております。また、個別の無償保証に係る修理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

- ⑤ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。
- ⑦ 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、当社を中心に包装関連事業と物流梱包事業を営んでおります。包装関連事業は、包装資材と包装機械で構成されており、包装資材は、米穀精米袋を中心とする食品包装資材の企画販売業、包装機械は計量包装機械の企画開発製造及び販売業を行っております。物流梱包事業は梱包機械・緩衝材等の輸入販売業を行っております。
商品及び製品の販売に係る収益は、卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足した後の通常の支払期限は、概ね3ヶ月以内であります。また、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりであります。

イ. 包装資材に係る収益

包装資材販売における履行義務は、受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されたと判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、リベート等の顧客への支払いが見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めることとしております。

ロ. 包装機械に係る収益

包装機械販売における履行義務は、受注製品が顧客の検収を受けることであり、顧客による検収が完了して履行義務が充足されたと判断し、当該時点で収益として認識しております。

ハ. 梱包資材に係る収益

梱包資材販売における履行義務は、受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されたと判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、リベート等の顧客への支払いが見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めることとしております。

二. 梱包機械に係る収益

梱包機械販売における履行義務は、受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されたと判断し、当該時点で収益として認識しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」、「受取賠償金」、「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。また、前連結会計年度において営業外収益に独立掲記しておりました「保険返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10以下になったため（33千円）、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の連結損益計算書における営業外収益の金額は、「受取利息」8千円、「受取賠償金」142千円、「物品売却益」557千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 307,864千円

(2)当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引借入未実行残高	300,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,391,575株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日 取締役会	普通株式	78,016	59	2024年10月31日	2025年1月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	117,681	89	2025年10月31日	2026年1月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入によって調達しております。デリバティブは、主に米国からの商品輸入取引における為替相場変動リスクを軽減する目的で使用することがあり、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、連結子会社の商品輸入取引により生じる外貨建営業債務等は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務等の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び購買管理規程等に従い、各部門担当者は必要に応じて信用調査を行うとともに、取引基本契約書等の締結を職務権限規程及び決裁権限一覧表に基づく決裁を行い、取引相手ごとに期日管理及び残高管理をすること等により財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

連結子会社の外貨建営業債務等について、為替変動リスクに対して、原則として先物予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告による事業計画等に基づき、月次ベースでの資金繰り実績及び予測表を作成する方法により、当該リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 74,480千円）は、投資有価証券には含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	60,128	60,128	—
資産計	60,128	60,128	—
② デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注2) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務

現金であること、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注3) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(注4) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		計	調整額	連結計算書類 計上額
	包装関連事業	物流梱包事業			
売上高					
包装資材関係	4,177,169	—	4,177,169	—	4,177,169
包装機械関係	2,018,543	—	2,018,543	—	2,018,543
梱包資材関係	—	816,558	816,558	—	816,558
梱包機械関係	—	99,660	99,660	—	99,660
その他	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	6,195,713	916,218	7,111,932	—	7,111,932
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,195,713	916,218	7,111,932	—	7,111,932
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	1,660	1,660	△1,660	—
計	6,195,713	917,879	7,113,592	△1,660	7,111,932

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ⑦ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,121,001千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	993,311千円
契約負債（期首残高）	一千円
契約負債（期末残高）	47,325千円

契約負債は、包装機械の販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれ

ていた額はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。なお、当初に予想される契約期間は全て1年以内であります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	1,756円 70銭
(2) 1株当たりの当期純利益	384円 39銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計					
		建物圧縮積立金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	80,000	20,200	37,297	1,788,964	1,846,462	△67,756	1,858,705			
当期変動額										
剰余金の配当				△78,016	△78,016		△78,016			
当期純利益				436,254	436,254		436,254			
建物圧縮積立金			△1,481	1,481	－		－			
自己株式の取得						△74	△74			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△1,481	359,720	358,238	△74	358,164			
当期末残高	80,000	20,200	35,815	2,148,684	2,204,700	△67,831	2,216,869			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	38,485	38,485	1,897,190
当期変動額			
剰余金の配当		△78,016	
当期純利益		436,254	
建物圧縮積立金		－	
自己株式の取得		△74	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,232	△4,232	△4,232
当期変動額合計	△4,232	△4,232	353,931
当期末残高	34,253	34,253	2,251,122

個別注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券 : 市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 : 個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

原材料及び貯蔵品 : 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 6年～50年

構築物 : 15年～45年

機械及び装置 : 7年～12年

車両運搬具 : 2年～6年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度の発生見込額を計上しております。また、個別の無償保証に係る修理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、包装関連事業を営んでおります。包装関連事業は、包装資材と包装機械で構成されており、包装資材は、米穀精米袋を中心とする食品包装資材の企画販売業、包装機械は計量包装機械の企画開発製造及び販売業を行っております。

商品及び製品の販売に係る収益は、卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足した後の通常の支払期限は、概ね3ヶ月以内であります。また、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりであります。

① 包装資材に係る収益

包装資材販売における履行義務は、受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されたと判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、リベート等の顧客への支払いが見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めることとしております。

② 包装機械に係る収益

包装機械販売における履行義務は、受注製品が顧客の検収を受けることであり、顧客による検収が完了して履行義務が充足されたと判断し、当該時点で収益として認識しております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額 関係会社株式 674,625千円

②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

関係会社株式の減損処理の要否を検討するにあたり、1株当たりの純資産額を基礎として実質価額を算定し、当該実質価額と取得原価とを比較することにより減損処理の要否を判定しております。実質価額が取得原価に比べて著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理しております。

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じていませんが、将来の不確実な経済条件の変動等により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 201,578千円

(2) 偶発債務

子会社であるパックウェル株式会社の本社建物の賃貸契約に関し、当該契約で発生する支払賃料等の一切の債務について連帯保証を行っております。

賃料支払等債務 月額賃料1,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	603千円
短期金銭債務	26,941千円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引借入未実行残高	100,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	324,763千円
その他	2,866千円

営業取引以外の取引高

受取配当金	25,640千円
-------	----------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	69,307株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,625千円
未払金	16,908千円
未払費用	2,717千円
賞与引当金	16,460千円
在庫評価減	7,154千円
製品保証引当金	3,097千円
退職給付引当金	6,497千円
子会社株式取得費用	1,397千円
その他	2,017千円
繰延税金資産合計	68,875千円
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	△19,205千円
その他有価証券評価差額金	△18,387千円
その他	△406千円
繰延税金負債合計	△37,999千円
繰延税金資産の純額	30,875千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.1%から34.9%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	山葉印刷株式会社	直接 100%	2名	製品の生産委託	製品の仕入(注)1	323,602	買掛金	26,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の仕入については、一般的の取引条件と同様に決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 1,702円 47銭
(2) 1株当たりの当期純利益 329円 93銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。